

事業者名		
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)
補助金担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)

運行系統別輸送実績(令和 年度)【フィーダー系統】

申請 番号	運 行 系 統 名	起 点	主 な 経 由 地	終 点	キロ程 (km)	運 行 回 数 (A) (回)	輸 送 人 員 (B) (人)	1 運 行 当 たり 輸 送 人 員 (B)/(A) (人/回)	1 人 平 均 乗 車 キ ロ (km)	輸 送 人 キ ロ (人キロ)	実 車 走 行 キ ロ (km)	サ ー ビ ス 提 供 時 間 (時間)	経 常 収 益				1 系 統 当 たり 経 常 費 用	市 町 村 の 別	備 考
													運 送 収 入 (C) (円)	運 送 雑 収 (D) (円)	営 業 外 収 入 (E) (円)	計 (C)+(D)+(E)			
								#DIV/0!		0.0						0			
								#DIV/0!		0.0						0			
								#DIV/0!		0.0						0			
								#DIV/0!		0.0						0			
								#DIV/0!		0.0						0			
								#DIV/0!		0.0						0			
								#DIV/0!		0.0						0			
								#DIV/0!		0.0						0			
								#DIV/0!		0.0						0			
								#DIV/0!		0.0						0			
合計					0.0	0.0	0				0.0	0.0	0	0	0	0			

[記載要領]

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、地域公共交通計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における合計運行回数を記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。往路若しくは復路のみの場合は、0.5回とする。
- 1運行当たり輸送人員は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 実車走行キロ及びサービス提供時間は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当たり経常費用は、乗合バス型にあっては補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたもの、デマンド型にあっては補助対象事業者のサービス提供時間当たり経常費用に当該系統のサービス提供時間を乗じたものとする。
- 備考欄には、補助対象期間中にスト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、運行回数、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、サービス提供時間、運送雑収及び営業外収益の欄については必ず記載すること。

山形県地域公共交通活性化協議会 殿

市町村名

令和 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) に係る協議会提出資料

令和 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) の協議会提出資料を関係書類を添えて、下記のとおり提出します。

記

1. 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金関係

運 行 系 統 数

補助対象経費	補助対象経費の 1 / 2	国庫補助上限額
千円	千円	千円

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(路線型(路線定期・路線不定期)運行)】

補助対象期間の損益状況	一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(イ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の実車走行キロ(ロ)	km				経常収支率	%

3. キロ当たり補助対象経常費用

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 イ÷ロ=ハ	地域キロ当たり標準経常費用 ニ	キロ当たり経常費用 ハとニのいずれか少ない額 ホ
	円 銭	円 銭	円 銭

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

市区町村	申請番号	再編特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数(イ)	実績運行回数(ロ)	運休回数(ハ)	運休回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数(ニ)	運行割合(100%を超える場合は100%を上限とする。)(ホ)	系統キロ程 ヘ	補助ブロック外乗入部分のキロ程 ト	同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程 チ	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (ヘ-(ト+チ))÷ヘ=リ
				起点	主な経由地	終点									
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
合計															

市区町村	申請番号	実車走行キロ ヌ	補助対象経常費用 ホ×ヌ=ル	補助対象系統の経常収益 ヲ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ル-ヲ=ワ	ワのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ワ×リ=カ	補助対象経費 ヨ	補助対象経費の1/2 ヨ×1/2=タ	国庫補助上限額 レ	国庫補助金申請額 ソ
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
合計		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円

市区町村	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ハ×ヌ-ラ=ツ	損失額から国庫補助額を控除した額 ツ-ソ=ネ	ネの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間中の一般乗合旅客自動車運送事業(自家用有償旅客運送)と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分については、原則として、自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について(昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自賃第55号)によること。
4. 「補助対象期間の損益状況」については、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助ブロック名」は、補助金交付要綱表6の名称を記載すること。
6. 「地域キロ当たり標準経常費用」は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. キロ当たり補助対象経常費用の計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
8. 申請番号は、事業者及び系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
9. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
10. 「計画運行回数」については、大臣に認定された生活交通確保維持改善計画に記載された回数を転載すること。
11. 「実績運行回数」については、補助対象期間中に運行した回数を記載すること。
12. 「運休回数」については、計画運行回数のうち、補助対象期間中に運休した回数を記載すること。
13. 「運休回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数」については、補助対象期間中に運休した回数のうち、天災その他やむを得ない事情がある場合による回数を記載すること。
14. 「運行割合」は、小数点第2位(第3位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
15. 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
16. 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」については、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ト)欄に記載すること。
17. 「補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率」は、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
18. 「実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
19. 「補助対象経常費用」は、円未満の端数を切り捨てること。
20. 「補助対象系統の経常収益」については、補助対象期間における各補助対象系統の経常収益の実績額を記載すること。
21. 「補助対象経費」については、(カ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
22. 「補助対象経費の1/2」については、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
23. 「国庫補助上限額」については、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者の系統ごとに按分した額を記載することとし、千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」又は自家用有償旅客運送の損益明細表。
2. 様式第1-5の運行系統別輸送実績。

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(路線型(路線定期・路線不定期)運行)】

補助対象期間の損益状況	一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(イ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の実車走行キロ(ロ)	km				経常収支率	%

3. キロ当たり補助対象経常費用

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 イ÷ロ=ハ	地域キロ当たり標準経常費用 ニ	キロ当たり経常費用 ハとニのいずれか少ない額 ホ
	円 銭	円 銭	円 銭

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

市区町村	申請番号	再編特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数(イ)	実績運行回数(ロ)	運休回数(ハ)	運休回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数(ニ)	運行割合(100%を超える場合は100%を上限とする。)(ホ)	系統キロ程 ヘ	補助ブロック外乗入部分のキロ程 ト	同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程 チ	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (ヘ-(ト+チ))÷ヘ=リ
				起点	主な経由地	終点									
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%
合計											%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	%

市区町村	申請番号	実車走行キロ ヌ	補助対象経常費用 ホ×ヌ=ル	補助対象系統の経常収益 ヲ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ル-ヲ=ワ	ワのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ワ×リ=カ	補助対象経費 ヨ	補助対象経費の1/2 ヨ×1/2=タ	国庫補助上限額 レ	国庫補助金申請額 ソ
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
合計		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円

市区町村	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ハ×ヌ-ル=ツ	損失額から国庫補助額を控除した額 ツ-ソ=ネ	ネの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間中の一般乗合旅客自動車運送事業(自家用有償旅客運送)と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分については、原則として、自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について(昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自賃第55号)によること。
4. 「補助対象期間の損益状況」については、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助ブロック名」は、補助金交付要綱表6の名称を記載すること。
6. 「地域キロ当たり標準経常費用」は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. キロ当たり補助対象経常費用の計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
8. 申請番号は、事業者及び系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
9. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
10. 「計画運行回数」については、大臣に認定された生活交通確保維持改善計画に記載された回数を転載すること。
11. 「実績運行回数」については、補助対象期間中に運行した回数を記載すること。
12. 「運休回数」については、計画運行回数のうち、補助対象期間中に運休した回数を記載すること。
13. 「運休回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数」については、補助対象期間中に運休した回数のうち、天災その他やむを得ない事情がある場合による回数を記載すること。
14. 「運行割合」は、小数点第2位(第3位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
15. 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
16. 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」については、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ト)欄に記載すること。
17. 「補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率」は、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
18. 「実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
19. 「補助対象経常費用」は、円未満の端数を切り捨てること。
20. 「補助対象系統の経常収益」については、補助対象期間における各補助対象系統の経常収益の実績額を記載すること。
21. 「補助対象経費」については、(カ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
22. 「補助対象経費の1/2」については、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
23. 「国庫補助上限額」については、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者の系統ごとに按分した額を記載することとし、千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」又は自家用有償旅客運送の損益明細表。
2. 様式第1-5の運行系統別輸送実績。

山形県地域公共交通活性化協議会 殿

市町村名

令和 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（車両減価償却費等国庫補助金）に係る協議会提出資料

令和 年度地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金（車両減価償却費等国庫補助金）の協議会提出資料を関係書類を添えて、下記のとおり提出します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

補助対象経費	補 助 金 の 額
千円	千円

2. 申請の概要【地域内フィーダー系統(23条関係)】

初年度(令和 年度)

申請番号	自動車登録番号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

--

申請番号	実費購入費(円)*消費税を除く				実費購入費合計額から備忘価額を控除した額(円) ニ-1円=ホ	ホと限度額のうち少ない方の額(円) ハ	普通償却限度額(円) (定率法)ハ×0.4=ト (定額法)ハ×0.2=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ヌ	事業者償却額(円) ル	ヌとルのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) ワ	補助対象経費(円) ヲ×ワ÷12(月)=カ	補助対象経費の1/2の額(千円) カ×1/2=コ	*残存価額(円) ハ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
計															

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) ハの額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%) ソ	補助対象経費(円) ツ	補助対象経費の1/2の額(千円) ツ×1/2=ネ
計						

【所要経費】

国庫補助金申請額(千円) ヨ+ネ

【負担者とその負担割合】

申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
	円	%	円	%	円	%	円	%	
	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計	円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和 年度)

申請番号	自動車登録番号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

--

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ)の額=ラ	普通償却限度額(円) (定率法)ラ×0.4=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費(円) ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	補助対象経費の1/2の額(千円) マ×1/2=ケ	*残存価額(円) ラ-マ=フ
計											

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費(円) ア	補助対象経費の1/2の額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
計								

【所要経費】

国庫補助金申請額(千円) ケ+サ

【負担者とその負担割合】

申請番号	負担者とその負担割合										「その他の者」の 具体的概要
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担				
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
	円	%	円	%	円	%	円	%			
	円	%	円	%	円	%	円	%			
合計	円	%	円	%	円	%	円	%			

(1) 記載要領

- 1.「実費購入費」については、売買契約書による他、車両価格(イ)、附属品価格(ロ)、改造費(ハ)それぞれが確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 2.「普通償却限度額」(ム)については、「補助対象限度額」(ナ)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、「残存価額」(ワ)に改定償却率を乗じた償却額とする。
なお、この場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、次年度の「普通償却限度額」(ム)は前年度と同額とする。
※平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500
- 3.「補助対象経費の1/2の額」については、車両ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 4.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の算出に当たっては、償還期間に係る償還表を提出すること。
5. リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。

(2) 添付書類(※初年度に提出済みの書類については、次年度以降、重複して提出する必要はない。)

- 1.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の証拠書類
- 2.標準仕様/ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し
- 3.標準仕様以外のノンステップバスを購入した場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた場合には、認定書の写し
- 5.自動車登録事項等証明書の写し
- 6.バス車両の主要部分の写真
- 7.車両購入後の乗合バス事業用車両の状況(車両数、平均車令)

2. 申請の概要【地域内フィーダー系統(23条関係)】

(令和 年度)

申請番号	自動車登録番号

【車両購入費】

申請番号	実費購入費(円)*消費税を除く				実費購入費合計額から備忘価額を控除した額(円)	補助対象限度額(円)	補助対象経費(ホとへのうち少ない方の額(円))	補助対象経費の1/2の額(千円)
	車両価格	附属品価格	改造費	合計				
	イ	ロ	ハ	イ+ロ+ハ=ニ	ニ-1円=ホ	ヘ	ト	ト×1/2=チ
計								

国庫補助金申請額 (千円) チ

【負担者とその負担割合】

申請番号	負担者とその負担割合								
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
	円	%	円	%	円	%	円	%	
	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

1. 「実費購入費」については、売買契約書による他、車両価格(イ)、附属品価格(ロ)、改造費(ハ)それぞれが確認できる資料を提出したうえで記載すること。
2. 「補助対象経費の1/2の額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

1. 補助対象車両の購入に係る費用の証拠書類
2. 標準仕様ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し
3. 標準仕様以外のノンステップバスを購入した場合には、その理由を記載した書類
4. 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた場合には、認定書の写し
5. 自動車登録事項等証明書の写し
6. バス車両の主要部分の写真
7. 車両購入後の乗合バス事業用車両の状況(車両数、平均車令)

2. 申請の概要【地域内フィーダー系統(23条関係)】

(令和 年度)

申請番号	自動車登録番号

【車両購入費】

申請番号	実費購入費(円)*消費税を除く				補助対象経費 (二と限度額のうち 少ない方の額)(円)	補助対象経費の 1/2の額 (千円)	負担者とその負担割合								
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
							負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
							円	%	円	%	円	%	円	%	
							円	%	円	%	円	%	円	%	
計	0	0	0	0		0	円	%	円	%	円	%	円	%	

【講習受講費】

申請番号	講習受講費*消費税を除く			補助対象経費 (円)	補助対象経費の 1/2の額 (千円)	負担者とその負担割合									
	受講費(円) ト	受講者数(人) チ	合計(円) ト×チ=リ			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要	
						負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
							円	%	円	%	円	%	円	%	
							円	%	円	%	円	%	円	%	
計	0	0	0		0		円	%	円	%	円	%	円	%	

【所要経費】

国庫補助金申請額 (千円)

(1) 記載要領

- 1.「実費購入費」については、売買契約書による他、車両価格(イ)、附属品価格(ロ)、改造費(ハ)それぞれが確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 2.「講習受講費」については、受講費(ト)、受講者数(チ)それぞれが確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 3.「補助対象経費の1/2の額」については、車両、講習ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 1.補助対象車両の購入に係る費用の証拠書類
- 2.自動車検査証の写し
- 3.補助対象車両の主要部分の写真
- 4.講習の受講費及び受講者数が分かる証拠書類
- 5.講習の受講修了証の写し

2. 申請の概要【地域内フィーダー系統(23条関係)】

(令和 年度)

申請番号	自動車登録番号
1	宮崎〇〇×△△

【車両購入費】

申請番号	実費購入費(円)*消費税を除く				補助対象経費 (二と限度額のうち 少ない方の額)(円) ホ	補助対象経費の 1/2の額 (千円) ホ×1/2=ヘ	負担者とその負担割合								
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
							負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
1	3,200,000	600,000	60,000	3,860,000	3,860,000	1,930.0	円	%	965,000 円	50 %	円	%	965,000 円	50 %	
							円	%	円	%	円	%	円	%	
計	3,200,000	600,000	60,000	3,860,000	3,860,000	1,930	円	%	965,000 円	50 %	円	%	965,000 円	50 %	

【講習受講費】

申請番号	講習受講費*消費税を除く			補助対象経費 (円) リ=ヌ	補助対象経費の 1/2の額 (千円) ヌ×1/2=ル	負担者とその負担割合								
	受講費(円) ト	受講者数(人) チ	合計(円) ト×チ=リ			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
						負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
	50,000	2	100,000	100,000	50.0	円	%	35,000 円	70 %	円	%	15,000 円	30 %	
						円	%	円	%	円	%	円	%	
計	50,000	2	100,000	100,000	50	円	%	35,000 円	70 %	円	%	15,000 円	30 %	

【所要経費】

国庫補助金申請額 (千円)
ハ+ル
1,980

(1) 記載要領

- 1.「実費購入費」については、売買契約書による他、車両価格(イ)、附属品価格(ロ)、改造費(ハ)それぞれが確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 2.「講習受講費」については、受講費(ト)、受講者数(チ)それぞれが確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 3.「補助対象経費の1/2の額」については、車両、講習ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 1.補助対象車両の購入に係る費用の証拠書類
- 2.自動車検査証の写し
- 3.補助対象車両の主要部分の写真
- 4.講習の受講費及び受講者数が分かる証拠書類
- 5.講習の受講修了証の写し